

制度・現状

- 史跡名勝天然記念物(以下、「記念物」とは、
 - ①史跡(貝塚, 古墳, 都城跡, 城跡旧宅等の遺跡)
 - ②名勝(庭園, 橋梁, 峡谷, 海浜, 山岳等の名勝地)
 - ③天然記念物(動物, 植物及び地質鉱物)の種類に従い, 文化財保護法第109条に基づき, 国が指定したものである。
- 指定された場合, 所有者や管理団体(地方公共団体等)に管理の義務が課せられ, 記念物の現状変更については, 原則, 国(文化庁長官)の許可を要する。
- 全国の記念物3, 242件のうち, 京都市内の指定件数は全国の2. 9%を占める。
※平成30年7月1日現在
- 近年, 文化財活用に関する意識の高まりなどにより, 記念物に関する現状変更申請件数は増加傾向にある。



史跡 天皇の杜古墳



名勝 雙ヶ岡



天然記念物
深泥池生物群集

<京都市における記念物の現状変更件数>

平成26年度:(国許可)	73件	/(市許可)	86件	/計	159件
平成27年度:(国許可)	80件	/(市許可)	115件	/計	195件
平成28年度:(国許可)	85件	/(市許可)	147件	/計	232件
平成29年度:(国許可)	92件	/(市許可)	149件	/計	241件

課題

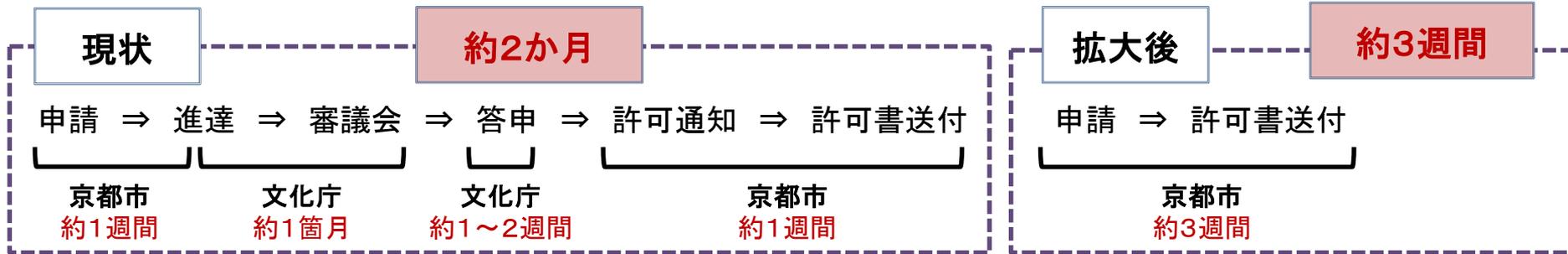
- 現在, 国許可の対象となる記念物の現状変更申請は, 基本的に文化庁との事前協議を経て進達し, 文化庁から文化審議会に諮られたうえで許可されるため, 申請から許可までに相当の期間を要している。これは, 史跡の説明看板の充実など比較的軽微と思われる現状変更であっても適用される。
- また, 記念物に与える影響が軽微な現状変更については, 都道府県や政令市による許可とされているが, 例年繰り返される催事や軽微なものであっても, その都度, 所有者からの許可申請が必要となっている。

➤ 文化財の活用の促進のため, 規制の特例による手続きの簡素化が必要!

提案① 現状変更に対する京都市の事務権限の拡大

保存活用計画策定済みの記念物に対する現状変更のうち、比較的軽微なものについては、国の許可から市の許可とする特例

<必要な期間の事例>



<国の許可が必要な事例>

■ 史跡の説明看板の充実

史跡二条離宮(二条城)
複数の看板設置

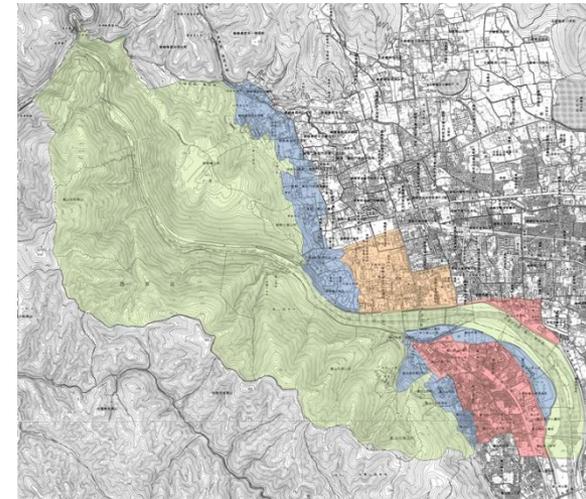


■ 駐車場の整備

史跡名勝嵐山
市街化された地域における
小規模な駐車場整備



※嵐山の地域指定
585万4075m²
(住宅地含む)



0 800m

提案② 毎年実施される現状変更等の取り扱いの簡素化

毎年の催事や公共的なインフラ工事に係る現状変更であって、記念物への影響が軽微なものについては、市の許可から市への届出とする特例

<市の許可が必要な事例>

■催事等に伴う掘削を行わない短期間の工作物の設置

毎年申請



名勝平安神宮神苑京都薪能 史跡名勝嵐山花灯路



■軽微なインフラ施設の更新

公益目的



史跡名勝嵐山
ガス管の敷設



史跡名勝嵐山
電柱の改修

提案③ 記念物の毀損届手続きの簡素化

記念物に対する軽微な毀損については、国への都度届出制から定期的な報告制とする特例

<国への届出が必要な事例>

■記念物の毀損

軽微な毀損



名勝無隣庵
外周土塀の毀損



名勝涉成園
経年による黒門の毀損

●文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)(抜粋)

第七章 史跡名勝天然記念物

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

●文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)(抜粋)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

※チ～ヲ（略）